

松江市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により平成23年5月9日付け監第62号で通知した勧告に対して松江市長から必要な措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成23年7月6日

松江市監査委員 小松原 操

松江市監査委員 児玉 泰州

松江市監査委員 加藤 富章

勧告の内容	措置状況
<p>松江市温泉施設「多久の湯」食堂の厨房以外の部分については、事実上民間会社の占有状態となっている事実について、3ヶ月以内に次の措置を講じること。</p> <p>（1）監査対象とした平成21年度及び平成22年度の使用許可について、事実上占有していた面積を算出し、使用料に相当する金額を支払うよう民間会社に請求すること。</p> <p>（2）現行の使用許可は現実の形態を反映していないため、すみやかに正確な占有面積を算出して、適正な使用許可に改めること。</p>	<p>（1）平成21年度及び平成22年度の使用許可について、占有していた面積を算出し、使用料に相当する金額を支払うよう民間会社に請求いたします。</p> <p>（2）現行の使用許可について、正確な占有面積を算出し適正な使用許可といたします。 (観光施設課)</p>